

佐賀県告示第 114 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 49 条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成 28 年 3 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

名称	所在地	指定年月日
なゆたの森病院	佐賀市本庄町大字本庄 269 番地 1	平成 27 年 12 月 1 日
としひこ歯科クリニック	小城市三日月町久米 949 番地 1 - 2	平成 27 年 12 月 29 日
迎島歯科医院	神崎市千代田町迎島 552 番地 25	平成 27 年 12 月 1 日
アイン薬局新鳥栖店	鳥栖市原古賀町 3035 番 地メディカルステージ 新鳥栖 1 階	平成 27 年 11 月 1 日
山口長生堂薬局	武雄市朝日町大字甘久 1882 番地	平成 27 年 12 月 1 日
溝上薬局本庄佐大南店	佐賀市本庄町大字本庄 270 番地 2	〃